

## さがまちカレッジ 講座受講者募集

詳細は講座案内チラシ(生涯学習センター、各市民センター、各市立図書館等で配布)をご覧ください(さがまちコンソーシアムホームページでダウンロードも可)。

**【こども体験講座～手作り絵本で英語を学ぼう!】**

英語の絵本を作って、ネイティブの先生と楽しく英語を学びます。英語が初めてのお子さんも歓迎です。

**対**小学生

**日**12月21日(土)、午前10時～11時、午前11時30分～午後0時30分(各回とも同一内容)

**場**相模女子大学(相模原市)

**講**同大学学芸学部准教授・中村ジェニス氏、池下花恵氏

**定**各15人(申し込み順)

**費**200円

**申**12月13日までに電話でさがまちコンソーシアム事務局へ(受付時間＝祝日を除く月～金曜日の午前9時～午後5時)。

※さがまちコンソーシアムホームページで申し込みもできます。

**問**同事務局☎747・9038、町田市生涯学習センター☎728・0071

## 家族介護者教室

**対**市内在宅高齢者の家族介護者

**日**①11月30日(土)午後2時～3時30分②12月7日(土)午前10時～正午

**場**①南第3高齢者支援センター②特別養護老人ホーム commons

**内**①自分と向き合い、仲間と話し、

心の整理の仕方を学ぶ②高齢者施設の種類の説明、特別養護老人ホームとグループホームの見学(予定)

**定**①30人②20人/申し込み順

**申**電話で①南第3高齢者支援センター(☎720・3801)へ②町田第1高齢者支援センター(☎728・9215)へ。

**問**高齢者福祉課☎724・2140

やりがいを探すなら!

## 町田市介護人材バンク

**【出張・相談登録会in成瀬コミュニティセンター】**

資格や経験は不問です。希望職種や勤務形態などに応じて多様な働き方を支援します。

**対**介護施設に就職を希望する方

**日**11月27日(水)午後1時30分～4時

**場**成瀬コミュニティセンター第1会議室

※事前予約は町田市介護人材バンクへ(予約無しでの参加も可)。

**問**同バンク☎860・6480(受付時間＝祝日を除く月～金曜日の午前9時～午後5時)、町田市いきいき総務課☎724・2916

もっと図書館を使ってみよう!

## 図書館入門講座

貸出方法・資料の並び方・検索パソコンの使い方を説明します。また、普段公開していない書庫や選定室等の見学を行います。

**対**市内在住、在勤、在学または稲城・多摩・調布・八王子・日野・府中・川崎・相模原・大和市在住の15歳以上の方(中学生を除く)

**日**12月16日(月)午後1時～3時

**場**中央図書館

**定**10人(申し込み順)

**申**11月15日午前10時から直接または電話で中央図書館4階メインカウンター(☎728・8220)へ(申し込みは2人まで)。

## 町田産新鮮野菜の販売

市内の認定農業者が作った町田産新鮮野菜の販売です。いずれも売り切れ次第終了です。

**【市役所まち☆ベジ】**

**日**11月18日(月)午前11時～午後1時

**場**市庁舎前

**【日曜朝市】**

**日**12月1日(日)午前7時30分～8時30分

**場**教育センター駐車場

◇

**問**農業振興課☎724・2166

**忠生公園**

## 定例自然観察会

**【冬のいきもの】**

**日**12月1日(日)午前9時30分～11時30分(雨天中止)

**場**同公園

※集合は同公園自然観察センター(忠生がにやら自然館)です。

**問**同公園☎792・1326

町田市こどもマラソン大会で

## マイボトルキャンペーンを開催します

大会当日に、マイボトルを持参した方に、「こどもマラソンオリジナルマイボトルステッカー」をプレゼン

トします。マイボトル持参の方向けの無料給水コーナーも設置します。

**日**12月7日(土)午前8時～午後1時30分

**配布・給水場所**市立陸上競技場2階コンコース内

**問**3R推進課☎797・0530

## 市立図書館 図書館情報システムの 更改に伴う臨時休館

図書館システムの更改に伴い、12月25日(水)～2020年1月6日(月)は移動図書館を含むすべての図書館を休館します(中央図書館のみ12月25日は開館)。

町田市民文学館及び予約資料受け渡し場所(南町田駅前連絡所、小山市民センター、成瀬コミュニティセンター、子どもセンターぱお分館)は、図書館業務(予約資料受け渡し・返却)のみ休止となります。

なお、返却ポストへの資料の返却は各市立図書館及び町田市民文学館で行えます(CD等の視聴覚資料、CD等が付属している資料、借用資料、点字・録音資料は返却不可)。

併せて、図書館情報システムのサーバーの入れ替えも行うため、12月26日(木)～2020年1月6日(月)は図書館ホームページの閲覧や資料の検索・予約、貸出資料の確認・延長サービスが利用できません。

ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

**問**中央図書館☎728・8220



## 「おかしいな」と思ったら～2018年度の消費生活相談から

**問**消費生活センター☎725・8805

町田のマチ子さん

昨年度、消費生活センターに寄せられた相談件数は4287件で、ハガキ・封書による架空請求が急増し、前年度より876件、25.7%増加しました。最近の相談事例を紹介します。

### 事例1 ハガキ・封書による架空請求

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキや封書が届いた。連絡がなければ、訴訟を起こし、財産を差し押さえると書いてある。心当たりはないが不安だ。

#### アドバイス

公的機関のようなところから不審なハガキや封書が届いたという相談が急増しています。「訴訟」「差し押さえ」「強制執行」等と不安をあおる文言が書いてあり、記載された番号に電話すると、お金を要求されたり、個人情報収集される可能性があります。架空請求の可能性があるので、慌てて連絡してはいけません。

### 事例2 定期購入

インターネットで、初回980円のサプリメントを購入した。昨日、同じ商品が届き、4700円の請求書が入っていた。解約しないと2回目送られてくる定期購入と分かった。2回目の解約を申し出たが断られた。解約したい。

#### アドバイス

同センターでサプリメントの購入ページを確認したところ、次回発送予定日の10日前までに解約しないと次回分が発送されるコースであることが記載されていました。初回が格安の商品を購入する時は、すぐに注文するのではなく、**購入条件や返品特約をよく読み、必ず確認してから購入**しましょう。

### 事例3 パソコンのウイルスソフト

パソコンを使用中に突然、ウイルスに感染したと警告表示が出た。不安になり、表示されていた番号に電話した。勧められるがままにセキュリティソフトとサポートの契約をし、クレジットカードの番号を入力した。遠隔操作でウイルスを駆除してもらったが大丈夫か。

#### アドバイス

パソコンに突然表示される警告表示等は、消費者を不安にさせてソフト等を買わせる目的の可能性があります。**表示された番号には電話しないで下さい。**多くは海外の事業者との契約のため、解約通知は英文で送る必要があります。越境消費者センターに相談しましょう。サポート契約が自動更新の可能性もあるので、クレジットカード番号を変更し、インストールしたソフトがあれば削除しましょう。

### 事例4 屋根の無料点検

4日前に突然、屋根工事の業者が来訪した。「台風でお宅の瓦がずれているので無料点検をする」と言われ、見てもらった。「このままだと瓦が落ちて雨が漏るかもしれない」と言われ、不安になり補修工事の契約をしてしまったが、解約したい。

#### アドバイス

「無料で点検」等を口実に訪問し、点検後に消費者の不安をあおり、工事や商品の契約をさせられたという相談が多数あります。**すぐに契約をせず**に家族に相談したり、他の業者や専門家にも見てもらいましょう。また、訪問や電話による勧誘で契約した場合、契約書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフができます。

## 2018年度消費生活相談上位10位

順位	商品名・役務名	件数
1	商品一般(架空請求のハガキ・封書等)	1249
2	放送・コンテンツ等(投資・出会い系・アダルトサイト等)	420
3	役務その他(点検サービス・不用品回収サービス・公的機関を装った電話等)	132
4	インターネット通信サービス(回線契約)	118
5	移動通信サービス(携帯電話・スマートフォン)	113
6	賃貸アパート・借家	110
7	健康食品	109
8	住宅関連工事	98
9	修理サービス	85
10	紳士服・婦人服	81

## クーリング・オフ制度

訪問販売・電話勧誘等で契約した場合、契約日から8日間(一部は20日間)は、工事の完了や商品の使用(消耗品を除く)とは関係なく無条件で解約できます。クーリング・オフ期間を過ぎていても、販売方法や契約書に問題があれば解約できる場合がありますので諦めずにご相談下さい。

また、クーリング・オフ対象外のものもあるので、詳細は消費生活センターにご相談下さい。

## 困った時は消費生活センターへ

○相談専用電話☎722・0001(受付時間＝月～土曜日、午前9時～正午、午後1時～4時、祝休日、年末年始を除く)

※月～金曜日は来所相談も可、土曜日は電話相談のみ受け付けています。

○消費者ホットライン(消費者庁)

☎188(いやや)

※最寄りの相談窓口をご案内します。